

(3) 公設合併処理浄化槽事業の 見直し (案) について

令和7年11月17日 (月)

建設部下水道課

1 公設合併処理浄化槽事業とは

(1) 目的

生活排水の適正な処理の促進を図り、

- ・ 市民の生活環境の保全
- ・ 公衆衛生の向上
- ・ 公共用水域の水質の保全 を図ることを目的とする。

⇒ トイレ・台所・洗濯・お風呂などに使われた水は、側溝などから川へ、そして海へと流れていきます。

汚れたままの水を流すと、川や海が汚れてしまうため、**合併処理浄化槽の設置を推進**しています。

【補足】合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違い

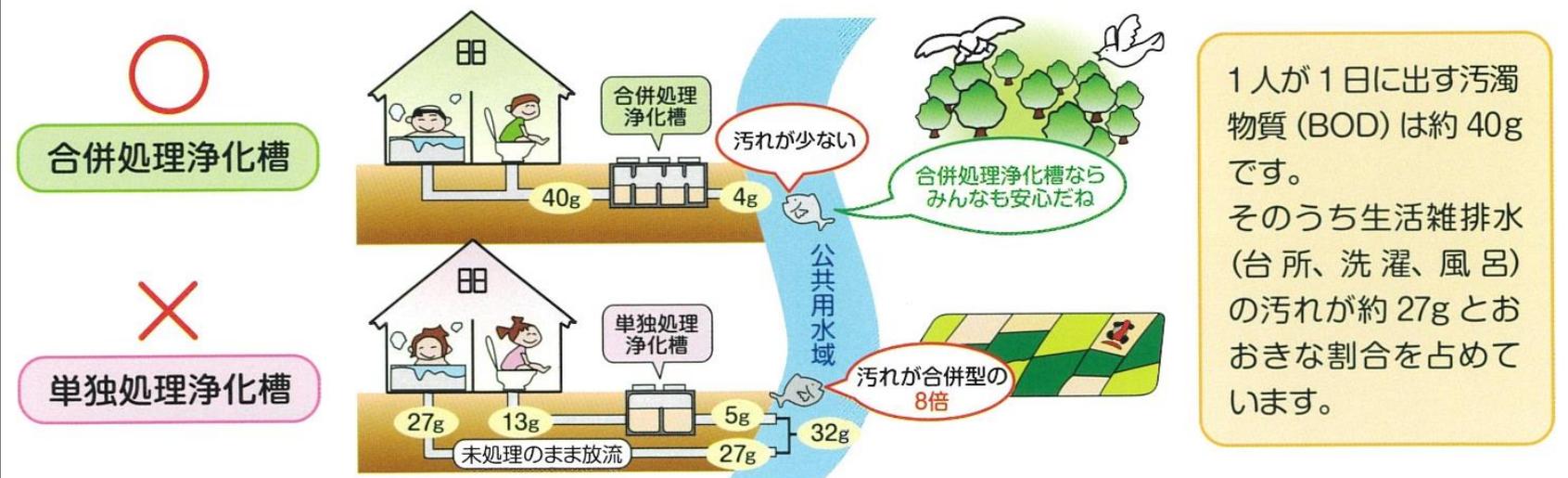
○単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理。台所・風呂の生活雑排水はそのまま排出。
十分な処理ができないため河川の汚れの原因になる。

○合併処理浄化槽

トイレの汚水、台所や風呂などの生活雑排水をまとめて処理。
きれいな水を排出するため良好な水環境を確保。

【合併処理浄化槽と単独処理浄化槽イメージ図】



【BOD (生物化学的酸素要求量) とは】

BOD とは、水の汚れの度合いを示す指標で、BOD の値が高いときには、栄養分 = 汚れが多いことを表しています。

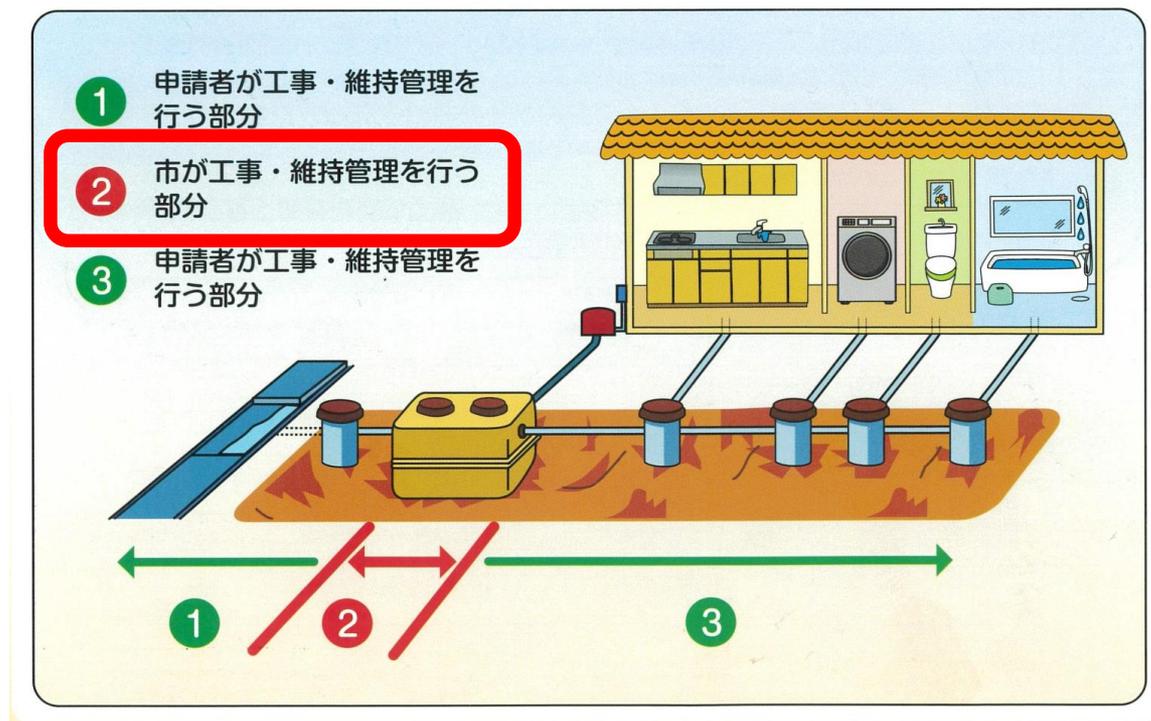
(2) 事業内容

生活排水処理率の向上を目的として、市が、個人住宅に合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行うもの。

◆生活排水処理率とは

(下水道、集落排水、合併処理浄化槽の人口 / 市内の総人口) × 100 (%)

【工事、維持管理の負担区分イメージ図】



(3) 区域

右図のとおり

※公共下水道全体計画区域及び
集落排水区域を除く市全域
(着色部以外が浄化槽区域)

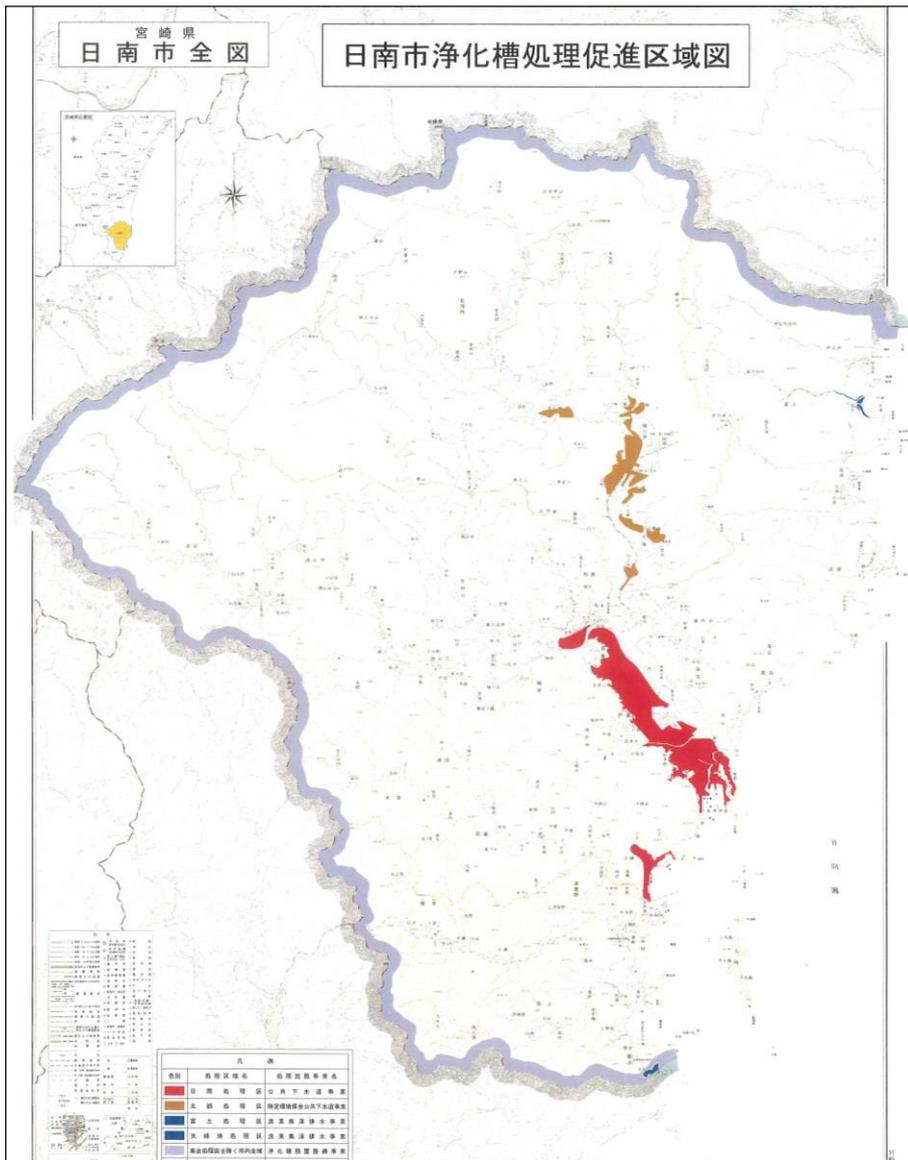
(4) 対象

①用途

専用住宅、併用住宅（床面積の
1/2以上が居住部分）、
共同住宅、下宿等

②規模

10人槽以下



(5) 分担金と使用料

① 分担金

浄化槽設置工事の着手前に、1回だけ負担していただく工事負担金。

② 使用料（令和5年4月1日改定）

浄化槽の維持管理費に充てられ、使用者が毎月支払うもの。

使用料には、保守点検、清掃、水質検査、ブロワ修繕費の費用が含まれている。

区分		分担金	使用料（税込）
5人槽	延床面積 ≤ 130㎡	83,700円	3,674円
6～7人槽	延床面積 > 130㎡	104,300円	3,960円
8～10人槽	2世帯住宅	137,500円	4,367円

2 公設合併処理浄化槽事業の現状

(1) 設置基数等（令和6年度末時点）

①事業期間

平成25年度から着手（12年経過）

②管理基数

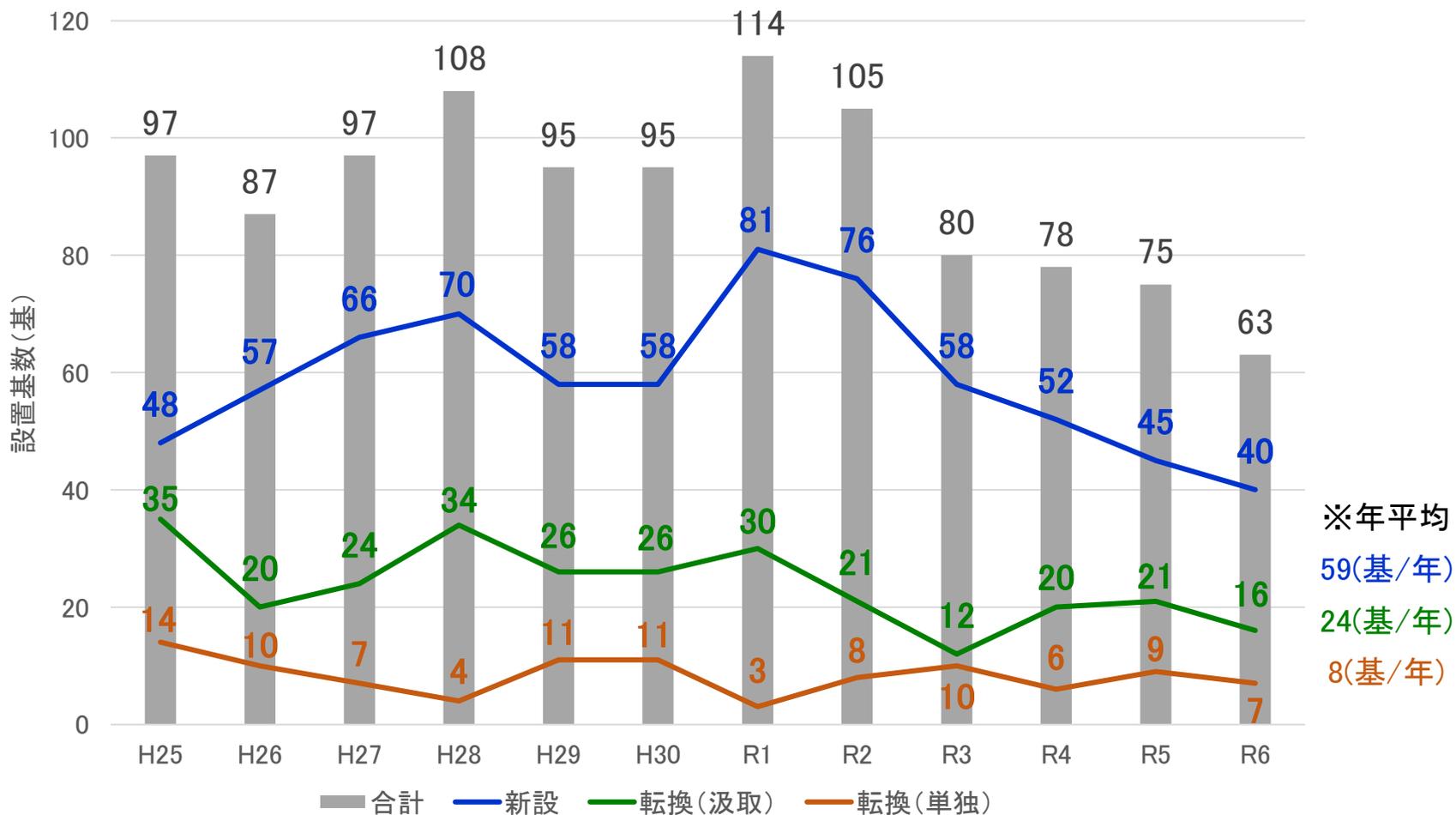
1,101基

- ・設置 1,094基
- ・寄附 9基
- ・譲渡 2基

③設置基数内訳

	新設	汲み取り槽 （転換）	単独浄化槽 （転換）	計
基数 （割合）	709基 （65%）	285基 （26%）	100基 （9%）	1,094基

●設置基数内訳（グラフ）



新設 709基(65%)、汲み取り 285基(26%)、単独 100基(9%)、計 1,094基

(2) 生活排水処理率の推移

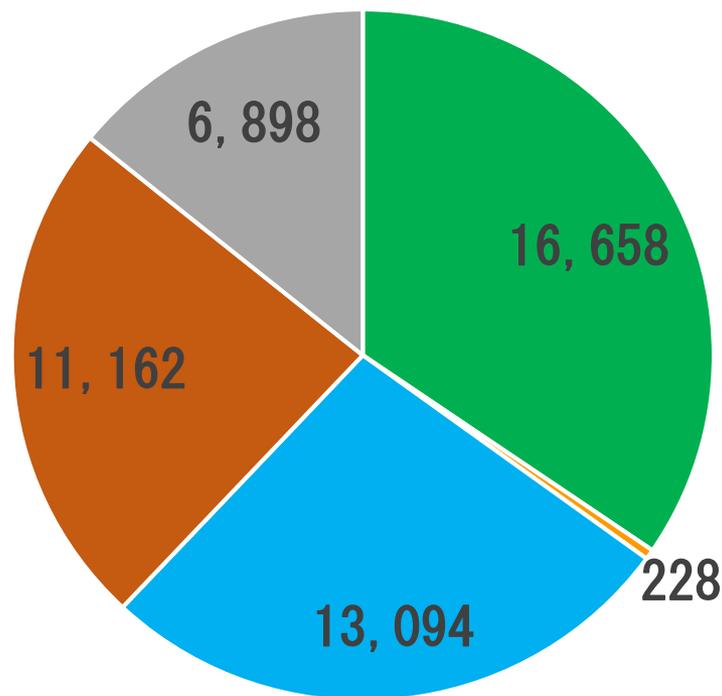
生活排水処理率とは

(下水道、集落排水、合併処理浄化槽の人口／市内の総人口) × 100 (%)

	生活排水処理率		
	計画	実績	差
平成24年度末 (事業着手前)	55.0%	53.0%	△2.0%
令和6年度末 (直近)	70.1%	62.9%	△7.2%
増加 (12年間)	15.1%	9.9%	△5.2%
年平均	1.3%	0.8%	△0.5%

(3) 生活排水処理率の内訳 (令和6年度末時点)

処理人口(人)



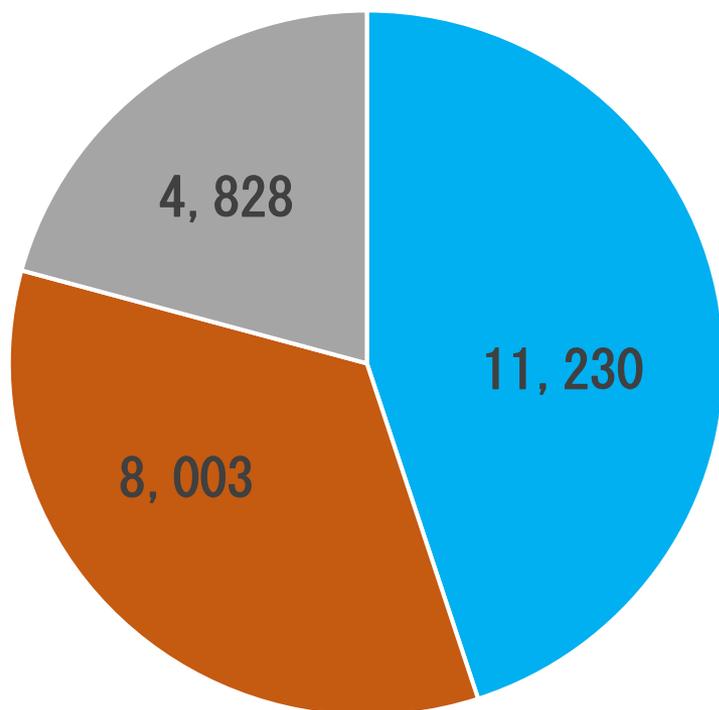
計 47,648(人)

● 処理率		
下水道	35.0%	生活排水 処理施設
集落排水	0.4%	
合併	27.5%	
単独	23.4%	
汲取	13.7%	
● 生活排水処理率	62.9%	

■ 下水道 ■ 集落排水 ■ 合併浄化槽 ■ 単独浄化槽 ■ 汲み取り

(4) 合併処理浄化槽の普及状況 (令和6年度末時点)

浄化槽区域の人口 24,061(人)



＜ 浄化槽区域内の排水処理割合 ＞

- 合併浄化槽 46.7%
- 単独浄化槽 33.3%
- 汲み取り槽 20.0%

※約53%は生活排水が未処理

■ 合併浄化槽 ■ 単独浄化槽 ■ 汲み取り

3 公設合併処理浄化槽事業の課題

(1) 生活排水処理率の伸び悩み

浄化槽区域における、令和6年度末時点の合併処理浄化槽の普及率が46.7%で、半数にも満たない状況である。

	合併浄化槽	単独浄化槽	汲み取り槽	計
処理割合	46.7%	35.3%	20.0%	100%

(2) 公設合併処理浄化槽における転換が少ない

合併処理浄化槽の設置が法的に義務付けられている「新設」が65%を占めており、生活排水処理率の向上に直結する単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの「転換」が35%と少ない状況である。

	新設	汲み取り槽 (転換)	単独浄化槽 (転換)	計
基数 (割合)	709基 (65%)	285基 (26%)	100基 (9%)	1,094基

4 事業内容の見直し（案）

（1）見直し方針

公設合併処理浄化槽事業は、生活排水処理率の向上に直結する事業となるよう見直しを行う。特に、「転換促進」に重点を置いた事業とする。

（2）見直し内容（案）

- ①公設合併処理浄化槽事業は「転換」のみを対象
- ②公設合併処理浄化槽事業を活用して「転換」する方を対象に、新たな補助メニューを創設
 - 1) 既設の単独処理浄化槽・汲み取り槽の撤去費補助
 - 2) 宅内配管工事費補助
- ③転換による設置目標基数を1.5倍
- ④対象用途を「自己の居住で使用するもの」に限定
- ⑤寄附制度を廃止

(3) 詳細説明

①公設合併処理浄化槽事業は「転換」のみを対象とする

単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽へ切り替える「転換」のみを対象とする。

なお、現在、公設合併処理浄化槽事業の対象である「新設」は、浄化槽設置整備事業（補助金）で対応する。

事業名	現行	見直し(案)
公設合併処理 浄化槽事業	○新設 (新築、合併処理浄化槽の更新) ●単独処理浄化槽からの転換 ●汲み取り槽からの転換	●単独処理浄化槽からの転換 ●汲み取り槽からの転換
浄化槽設置 整備事業 (補助金)	無し	○新設 (新築、合併処理浄化槽の更新)

【参考】浄化槽設置整備事業（補助金）について

公設合併処理浄化槽事業の見直しに伴い、浄化槽設置整備事業の対象が変更

現行	見直し（案）
1) 公共下水道全体計画区域内で事業計画がなされていない区域	1) 公共下水道全体計画区域内で事業計画がなされていない区域
2) 公設合併処理浄化槽事業で不承認となった場合	2) 公設合併処理浄化槽事業で不承認となった場合
	3) 浄化槽処理促進区域内で公設合併処理浄化槽事業の対象とならない場合【追加】

[補助金]

合併処理浄化槽を個人で設置する場合の補助金額

5人槽：332,000円、7人槽：414,000円、10人槽：548,000円

②転換促進のための新たな補助メニューの創設

公設合併処理浄化槽事業を活用して「転換」を行う方に対し、既設の単独処理浄化槽及び汲み取り槽を撤去する費用及び宅内の配管工事に係る費用の一部を補助する事業を新たに設ける。

※国・県の補助金を活用

1) 既設の単独処理浄化槽・汲み取り槽の撤去費補助

○単独処理浄化槽撤去費

120,000円を上限

○汲み取り槽撤去費

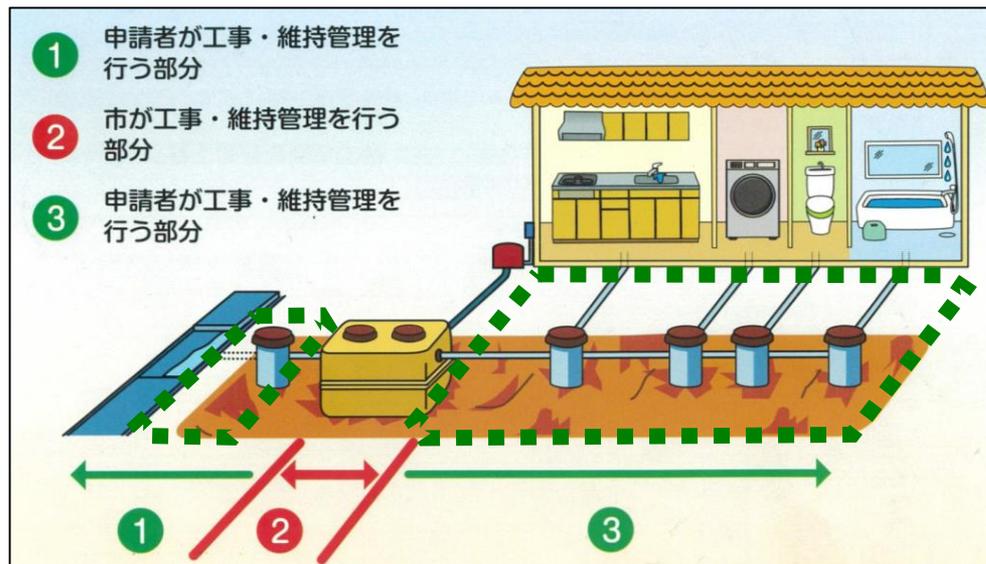
90,000円を上限

2) 宅内配管工事費補助

(右図の①、③の点線部分)

○宅内配管工事費

300,000円を上限



【参考】他市の状況（県内9市の取組状況）

〈基準額一覧〉

（単位：千円）

	撤去費補助		宅内配管補助	
	単独転換	汲取転換	単独転換	汲取転換
宮崎市	—	—	100	100
都城市	120	90	200	200
延岡市	120	90	300	300
日向市	120	90	300	300
西都市	120	—	—	—
串間市	120	—	—	—
小林市	120	90	300	300
えびの市	90	—	150	150
日南市	—	—	—	—
国基準額	120	90	300	300

③転換による設置目標基数を1.5倍

単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換する基数について、現行の約1.5倍を目標とする。

特に、単独処理浄化槽からの転換に重点的に取り組む。

〈対照表（新設は除く）〉

	現行	見直し(案)
汲み取り槽 (転換)	20基	15基
単独浄化槽 (転換)	9基	30基
合計	29基	45基

④対象用途を自己の居住に使用するものに限定

公設合併処理浄化槽事業の対象用途は、専用住宅及び併用住宅（延床面積の1/2以上が居住部分）で、所有者が居住するための家屋とする。 ※専用住宅等でも建売、貸家は対象外

現行	見直し（案）
<ul style="list-style-type: none">・住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍（延床面積の1/2以上を居住の用に供する施設で別荘を除く）・旅館業法第3条に基づき営業許可を受けている（受ける見込みがある）民宿等	<ul style="list-style-type: none">・専用住宅、併用住宅（延床面積の1/2以上を居住の用に供する施設）であって、<u>自己の居住の用に供するもの</u>（別荘を除く）

⑤寄附制度の廃止

公設合併処理浄化槽事業における寄附制度は、個人で管理している合併処理浄化槽を市に寄附して公設合併処理浄化槽とするもの。
生活排水処理率の向上に寄与しないことから廃止する。

現行	見直し（案）
・ 浄化槽域内の住宅等に既に設置された10人槽以下の浄化槽を所有する者が、当該浄化槽を市へ寄附することを希望する者は、市長に対し寄附の申請することができる	廃止

5 今後の予定

(1) 施行に向けたスケジュール

①令和7年度

- ・パブリックコメント（8月8日～29日、意見なし）
- ・下水道事業等運営審議会
- ・条例改正（3月議会）
- ・議会説明（3月議会）

②令和8年度

- ・維持管理業者及び工事業者説明（4月）
- ・市民説明会（6月～12月）
- ・計画申請及び認定（10月～3月）

(2) 施行時期（予定）

令和9年4月1日【令和9年度】～

※ 国・県の補助金を活用するため、条例改正後の令和8年度に新たな計画を作成し、国に認定を受ける必要があることから、令和9年度から施行する予定としている。